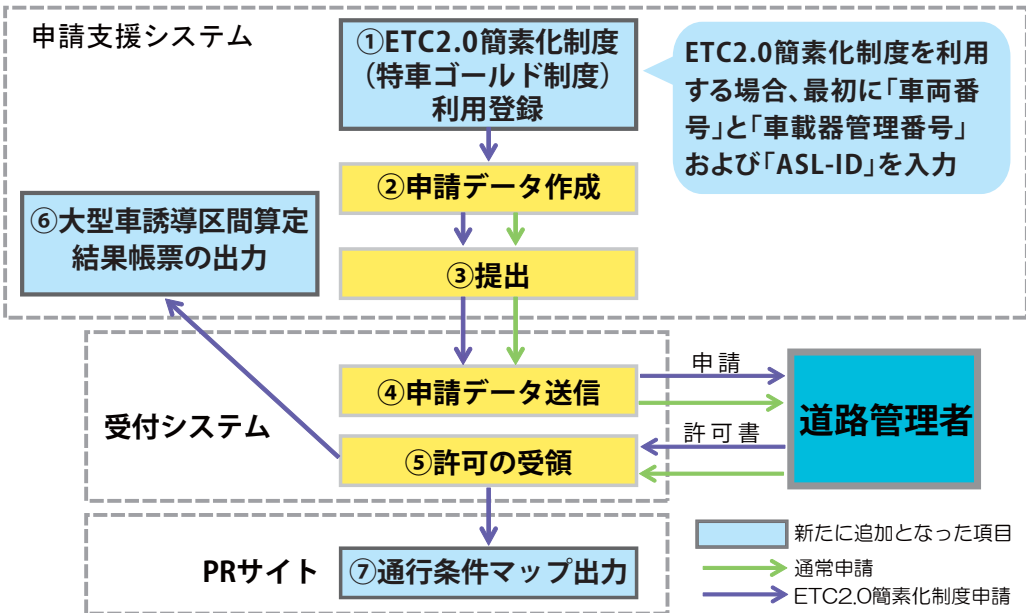


申請方法

■オンライン特車システムの操作の流れ（概要） 申請者



【通行条件マップの例】

■通行条件マップ（東京都の例）



- ・通行条件マップは、モデル車両による算定結果での通行条件を示した地図です。
- ・申請車両に対する通行条件は、大型車誘導区間算定結果帳票により確認してください。
- ・許可証は実際に通行する経路に係るもののみを携帯してください。

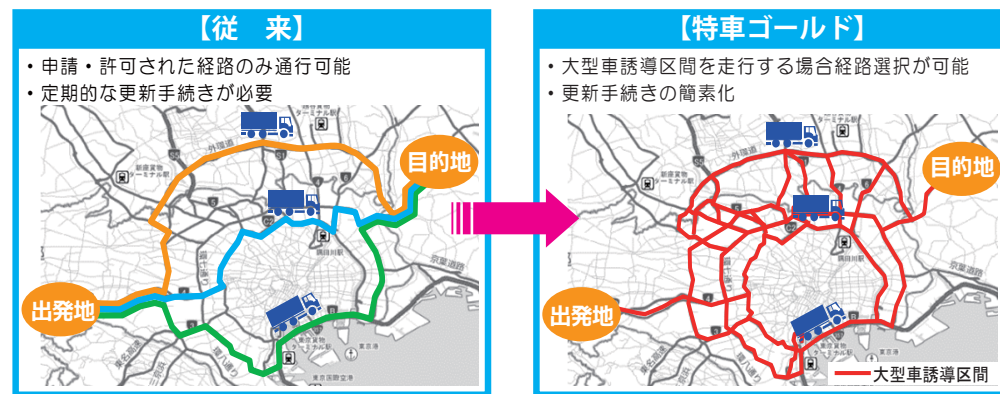
その他

- お問い合わせ先
国土交通省中部地方整備局道路部【TEL：052-953-8166】
- 申請について
特車運用事務局【TEL：048-601-3223】
特殊車両通行許可オンライン申請サイト【URL：<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>】
- 大型車誘導区間について
最新の指定道路状況は国交省や関東地整のホームページでご確認ください。
【URL：http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000026.html】

渋滞や事故を避けた 効果的な経路選択が可能となる

ETC 2.0

ETC2.0装着車への 特殊車両通行許可簡素化制度 特車ゴールド



特車ゴールドを適用すると申請・更新手続きが簡単になります！

■複数経路を1つの申請に簡素化

- ▶ 出発地と目的地が同じ場合、大型車誘導区間内では、迂回経路の申請が不要となり、複数経路を1つの申請にまとめることが可能です。

■許可更新時の手続きが簡素化

- ▶ 電子メールの指示に従って更新に同意(ワンクリック)いただくだけで、更新申請が可能です。
※ 違反状況によってワンクリック申請ができないことがあります。

特車ゴールドの申請には事前登録が必要です！

■業務支援用ETC2.0車載器（特殊用途用GPS付き発話型車載器）を装着

■事前に利用規約等に同意し、車両情報や車載器に関する情報を登録

- ▶ 大型車誘導区間であれば渋滞や事故、災害等による通行障害発生時の迂回ができ、輸送の効率化ができます。

車両の登録

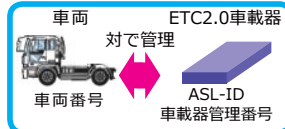
1申請に対して1車載器の登録

■車両単位（トラック又はトラクタ1台）での利用登録

- ・車両番号（ナンバープレートにより表示されている番号）と車載器固有のID（車載器管理番号及びASL-ID※1）で管理
- ・車載器を故障等で交換した場合は利用登録の変更が必要です。

■複数車両を包括した申請はできません（トレーラーを除く）

- ・1台のトラクタに対し、複数のトレーラーを組み合わせた申請は可能ですが、複数台のトラクタをまとめた申請はできません。（トレーラーを除く）
- ・「特車ゴールド」は**オンライン申請**のみ利用可能です。
- ・法に違反した通行（例えば重量等）が確認され、通知を行った場合は申請書の**自動作成はできません。**

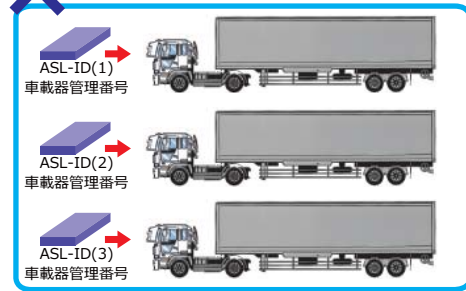


※1 車載器の梱装箱、添付書類に記載されている車載器管理番号20桁、ASL-ID12桁の数字

○ 簡素化制度で許可申請可能

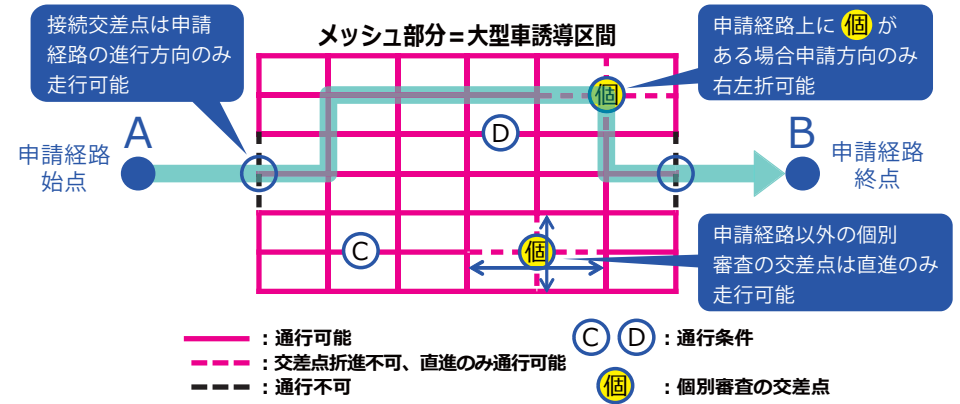


× 簡素化制度では複数の車両の包括申請は不可



大型車誘導区間内の許可経路の取扱い

- ①特車ゴールドの申請は、申請経路に**大型車誘導区間**を含んでいる必要があります。
- ②申請経路に加え、**大型車誘導区間全線の経路**が付加されることになります。
- ③付加される経路のうち**個別審査**となる箇所については**許可の対象外**となり（申請経路は除く）、大型車誘導区間算定結果帳票に「-」と記載されます。
- ④大型車誘導区間外と大型車誘導区間の接続交差点においては**申請経路の進行方向のみ許可**されます。ただし、個別審査となった交差点は、**右左折はできません**が、直進は可能です。
- ⑤通行条件は、許可条件による措置が必要となる区間または箇所に限定して適用されます。



■大型車誘導区間に適合する車両、かつ**業務支援用ETC2.0車載器を装着しセットアップした車両**（トレーラーを除く）

	車両諸元					
	新規格車両			新規格車両以外		
	単車	連結車		単車	連結車	
追加3車種		特例5車種			セミトレーラー連結車(国際海上コンテナ車を含む) 特例5車種及び追加3車種	フルトレーラー連結車
幅	2.5m以下					
高さ	3.8m以下		4.1m以下 ※ (3.8m以下)			
長さ	12m以下		17m以下 (後軸の旋回中心から車両後端までの距離が3.2m以上4.2m以下の場合は17.5m以下、3.8m以上4.2m以下の場合は18m以下)		19m以下	21m以下
最小回転半径	12m以下					
総重量	25 t 以下	26 t 以下	39 t 以下	44 t 以下		
軸重	10 t 以下		11.5 t 以下		10 t 以下	
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18 t 以下 1.8m以上の場合は20t 以下 (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5 t 以下の場合は19t 以下)					
輪荷重	5 t 以下		5.75 t 以下		5 t 以下	

※大型車誘導区間に高さ指定道路がない場合は、3.8m以下となります。

【特例5車種】

- ①バン型セミトレーラー
- ②タンク型セミトレーラー
- ③幌枠型セミトレーラー
- ④コンテナ用セミトレーラー
- ⑤自動車運搬用セミトレーラー

【追加3車種】

- ①あおり型セミトレーラー **積載・寸法に制限有**
- ②スタンション型セミトレーラー
- ③船底型セミトレーラー **積載・寸法に制限有**
タイプII

対象車両